

# 安全安心な館山の海水浴場の確保 に関する条例について



館山市経済観光部みなと課  
石井 博臣

# 館山市の概要

- 市制施行:昭和14年11月3日
- 面積 :110.05 km<sup>2</sup>
- 海岸線 :34.3 km
- 人口 :47,467人(平成29年10月1日住基)
- 高齢化率:37.6%(平成29年4月)
- 合計特殊出生率:1.44(平成27年度)
- 平均気温:16.6℃(平成27年度)
- 降水量 :2,202.5mm(平成27年度)
- 産業別就業人口
  - 第1次産業 1,777人 7.7%
  - 第2次産業 3,733人 16.3%
  - 第3次産業 17,193人 74.9%(平成22年10月1日国勢調査)



# 館山と海のつながり 古代～中世

## 天富命と忌部一族の移住



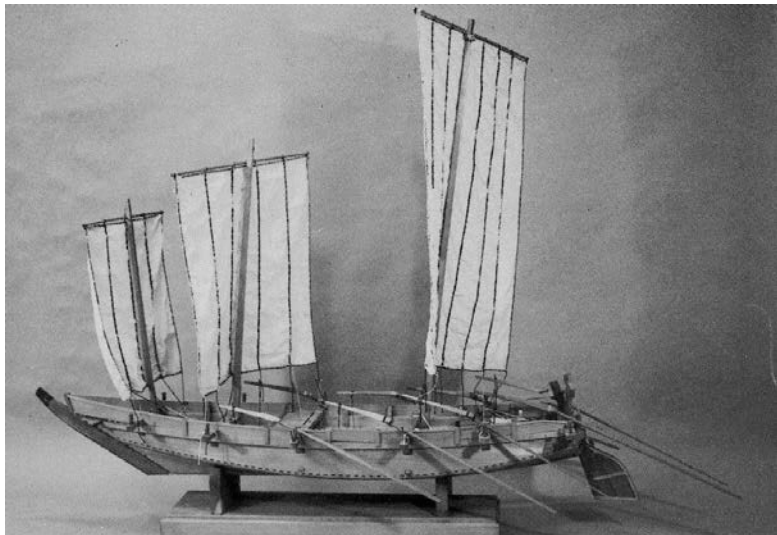
ものづくり集団が黒潮に乗って  
阿波から安房へ

## 里見氏による流通都市「たてやま」 の整備



- ・高の島湊を中心とした物流・交通ターミナルの形成
- ・物流保護政策(商船入港税免除)
- ・海上交通の要衝が仇に

押送船（おしょくりぶね）



- ・鮮魚を江戸まで高速で輸送
- ・陸路で3泊4日を最短10時間で
- ・全国の物産を江戸に海上輸送する海運業者も

昭和初期の北条海岸



館山栈橋に接岸する定期客船（橘丸）



- ・鉄道開通（大正7年）までは海上交通が全盛
- ・鉄道の開通により（東京まで4時間）により、旅客・物資輸送が陸上交通にシフト⇒中心市街地の移動
- ・昭和40年代半ばまでは、夏季の季節運航で海水浴客来訪

# 『特定地域振興重要港湾 館山港』

平成12年5月

観光・レクリエーション機能の強化を図るべき港湾として、国から「特定地域振興重要港湾」に選定される

※特定地域振興重要港湾

平成12年5月に国土交通省(当時は運輸省)港湾局によって新設された制度

地域の振興に重要な役割を果たすことが期待

される港湾を国土交通省が選定し、

地域振興のための調査の重点

実施や港湾事業の推進など、

国による積極的な支援を受ける

ことができる。

現在全国で13港(16市町村)



# 館山港港湾振興ビジョン

平成14年3月、国・千葉県・館山市が共同し、館山港港湾振興ビジョンを策定。

## (1) 観光振興に貢献する海辺のまちづくりプラン

- ① 定期旅客船の就航    ② 湾内遊覧船の就航    ③ クルーズ船の就航
- ④ 多様な船舶の就航    ⑤ 交通・情報・交流拠点整備
- ⑥ 海の体験観光拠点整備

## (2) 海洋レクリエーション振興に貢献する海辺のまちづくりプラン

- ① プレジャーボートの寄港    ② マリンスポーツの振興



**ビジョン実現に向けたハード&ソフトプラン**

# 館山湾振興ビジョン

館山港多目的観光棧橋や“渚の駅”たてやまの整備が進められつつある状況の中で、館山湾を中心とする館山市全体を活性化したさらなる魅力向上の取り組みを進め、交流人口の拡大や地域の活性化、「海辺のまちづくり」を実現するためのビジョンとして平成21年3月に策定。

## 基本理念

### 「千（船）客万来の交流拠点・館山湾」

- 1 館山港多目的棧橋利活用プロジェクト
- 2 交流拠点“渚の駅”を含めた交流ゾーン形成プロジェクト
- 3 プレジャーボート利活用プロジェクト
- 4 ビーチ利用促進モデル事業及び那古船形海岸事業推進プロジェクト
- 5 船形漁港・船形地区活性化プロジェクト
- 6 館山湾及び館山市沿岸域の海上・陸上交通網の構築プロジェクト
- 7 館山湾多目的(防災・安全・環境)利用プロジェクト



# 渚の駅・館山夕日栈橋整備の経過

- 平成12年 5月 特定地域振興重要港湾に選定される(観光・レクリエーション機能強化)
- 平成14年 3月 館山港港湾振興ビジョン策定(国土交通省・千葉県・館山市)
- 平成20年12月 みなとアオシスに登録(千葉県で一番最初)
- 平成21年 3月 館山湾振興ビジョン策定「千(船)客万来の交流拠点・館山湾」
- 平成21年 4月 千葉県より旧県立安房博物館の移譲
- 平成21年 8月 “渚の駅”たてやま整備工事着工
- 平成22年 4月 館山夕日栈橋供用開始
- 平成23年 2月 渚の博物館開館
- 平成24年 3月 “渚の駅”たてやまオープン(海辺の広場・展望デッキ供用開始)
- 平成25年12月 商業施設棟新築工事着工
- 平成26年11月 商業施設棟竣工(1階:海のマルシェたてやま 2階:館山なぎさ食堂)





# 水上オートバイの増加

水上オートバイ台数の推移

No.	海水浴場名	H16	H17	H18	H19	H20	浜からの出入
1	船形	5	13	統計資料無し	56	23	無
2	那古	102	222		346	321	有
3	北条	122	52		112	104	有
4	新井	411	403		237	331	有
5	沖ノ島	-	34		85	310	無
6	大賀	27	31		19	55	有
7	見物	11	12		36	58	無
8	波左間	109	126		24	59	有
9	坂田	36	28		23	27	無
10	相浜	-	12		1	6	無
合計		823	933		939	1,294	

H16 ⇒ H20 比較 +471台増 (157%)



# 海・浜ルールブック作成の経緯

## 平成20年6月 館山 海・浜ルールづくりワーキングチーム立ち上げ

- ・水上オートバイ利用の高い地区住民代表からの意見聴取
- ・地元水上バイク愛好者からの意見聴取
- ・漁業協同組合 理事会に出席、状況説明
- ・マナー喚起チラシ”の配布、海上保安官との『海浜合同パトロール』の実施 など

## 平成21年1月 館山 海・浜ルールづくり検討委員会の設置

【目的】 海・浜を利用する誰もが、“安全”かつ“安心”して楽しんでいただけるよう、館山市の沿岸水域及び砂浜における秩序ある利用に関し、海・浜を利用する者が守るべき事項(=海・浜のルール&マナー)を検討する

【委員】 漁業協同組合の代表者、関係NPO団体等の代表者、海浜商業協同組合の代表者、マリンレジャーショップの代表者、ライフセーバー、ワーキングチーム代表、地元選出市議会議員、館山市副市長

【オブザーバー】 海上保安庁、警察、消防、PW安全協会、千葉県、館山市

## 平成21年3月 「館山 海・浜のルールブック」策定

「安全で快適な海浜空間の創出を図り、海・浜における共存・共栄のための『共通ルール』

## 平成21年4月 千葉海上保安部館山分室設置

# 海・浜のルールブック



## しない

- ・操業中の漁船や潜水漁周辺での遊走
- ・出入港エリア、漁港内での航行
- ・遊泳区域の100m以内に近づくこと
- ・徐行区域での高速航行
- ・漁業用ブイ、旗を回ること
- ・20時～翌朝7時までの航行やエンジンの空ぶかし
- ・公共施設の水道を使用した水上オートバイ等の洗浄
- ・決められた区域以外での砂浜への車両の進入
- ・長期駐車や複数の駐車区画の占用
- ・焚き火、直火のバーベキュー
- ・22時以降の花火
- ・海岸でのキャンプ
- ・貝類や海藻類の採取
- ・犬のリードを外す、糞の放置

## 注意する

- ・方向変換時は回りを十分確認してから行う
- ・操業中の漁船には近づかない
- ・生簀には近づかない

## 守る

- ・免許を携帯すること
- ・ライフジャケットは必ず着用する
- ・船検手帳の有効期間
- ・飲酒航行はしない
- ・ゴミは持ち帰る

# シーバード館山の活動

## シーバードジャパン

- ・平成25年に、「公益財団法人 日本財団」、「NPO法人 日本青バイ隊」、「一般社団法人 ウォータリスクマネジメント」、「NPO法人 パーソナルウォータークラフト協会」等の団体が幹事となり設立
- ・全国にシーバードを組織し、環境保全活動、体験学習活動、小型船舶の安全航行の指導及び水難救済活動に関する事業を行い、地域社会に貢献することが目的
- ・全国に33拠点(平成28年3月現在)
- ・水上オートバイを用いた社会貢献活動を目指す所団体に水上オートバイを提供・配備

## シーバード 館山

設 立:平成25年7月21日

構成団体:館山市、館山サーフクラブ、海辺のまちづくり研究会、館山海・浜パトロール隊(事務局:館山市みなと課)

連携団体:千葉海上保安部館山分室、館山警察署、安房郡市消防本部、館山海上自衛隊第21航空群、館山船形漁業協同組合

主な活動:海・浜合同パトロール、海水浴場監視活動、鏡ヶ浦クリーン作戦、シーバードデイの開催(子どもたちの体験活動)

シーバード館山号 :平成26年度にシーバードジャパンより水上オートバイが提供・配備され、「安全パトロール艇」に指定された海上保安庁、館山警察署等の関係機関との連携のもと海・浜のパトロールや海水浴場監視業務等に使用  
平成28年度に2艇目の配備を受ける

# 海・浜ルールブックから条例へ

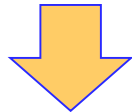
- ・水上オートバイが集まっていた富津市で海岸に車両を進入させないための物理的対策を講じたため、締め出された水上オートバイユーザーが南下
- ・新井海岸、那古海岸は護岸施設がなく、駐車場からそのまま水上オートバイを降ろせる環境
- ・ユーザーの口コミにより年々台数が増加(多い日で1日100台以上)
- ・刺青をしたユーザーやマナーの悪いユーザーが増え、海水浴場・観光地としてのイメージダウン
- ・遊泳者とのトラブルや事故の増加、漁船との接触の危険、空ぶかし等による騒音、飲酒、路上駐車、バーベキューとゴミの放置



平成26年12月 水上オートバイに関する館山警察署との協議

ルールブックではお願いベースで強制力がない

海上保安官や警察官が取り締まるための根拠にはならない



**条例制定が必要**



# 条例制定にあたっての検討課題

## 水上オートバイを排除(規制)するのか

- ・免許を取得していれば、個人として楽しむことに違法性なし
- ・ルールを守っている地元ユーザーも排除するのか

## 千葉県の迷惑防止条例(主管:千葉県警)で取り締まれないのか

【公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(迷惑防止条例)】

- 第十条 何人も、通常、人が遊泳し、又は手こぎボートその他の小舟が回遊する水面において、みだりに、ヨット若しくはモーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇又はこれらにけん引される物を縫航、急展開し、疾走させる等により、遊泳し、又は手こぎボートその他の小舟に持っている者に対し危険を覚えさせるような行為をしてはならない。
- 2 何人も海水浴場等において、遊泳者の身体、浮輪、手こぎボートその他の小舟又は器物にいたずらをして、不安を覚えさせ、又はその遊泳若しくは遊戯を妨げてはならない。
- 3 何人も、遊泳等のため多数の人が集っている海浜、河川敷地等で通常一般交通の用に供しない場所において、みだりに、車両を走行させる等により、他人に対して著しく迷惑をかけるような行為をしてはならない。
- 第十七条 (中略) 第八条から第十条まで(中略)の規定のいずれかに違反した者は、五万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 2 常習として(中略) 第八条から第十条まで(中略)の規定のいずれかに違反した者は、六月以下の懲役または二十万円以下の罰金に処する。

- ・迷惑防止条例で取り締まることは可能
- ・現実的には事故が起こってから取り締まり

# 条例制定にあたっての検討課題

千葉県が管理者である海岸を対象に館山市の条例を制定できるか

- ・海岸管理者は千葉県
- ・千葉県管理の海岸を対象に館山市の条例は制定できない
- ・海水浴場は館山市が千葉県に海水浴場開設届を提出し開設

海水浴場開設期間における海水浴場エリアを対象

罰則は設けるか

- ・罰則を設けた場合誰が取り締まるのか
- ・罰則を設けない場合効果はあるか

当面罰則は設けず



# 条例制定にあたっての検討課題

## 他県の状況

迷惑防止条例などの他に都道府県（管理者）が条例を制定

- ・東京都水上取締条例
- ・滋賀県琵琶湖等水上安全条例
- ・滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例
- ・京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止に関する条例
- ・長崎県遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例

## 他市町村の状況

- ・松崎町海水浴場に関する条例（海水浴場・期間限定・罰則規定あり）
- ・安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例（海水浴場・期間限定・罰則規定なし）
- ・芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例  
（水路の航行禁止・プレジャーボートの騒音・罰則規定あり）
- ・須磨海岸を守り育てる条例（深夜の騒音や花火・歩行喫煙・刺青の露出・罰則規定あり）



# 条例制定までの経緯

## 【平成26年度】

- 12月26日 庁内検討会議立ち上げ
- 1月30日 第1回 安全・安心に館山の海を楽しむための会議
- 2月9日 先進地視察(逗子市)
- 2月20日 第2回 安全・安心に館山の海を楽しむための会議
- 3月30日 第3回 安全・安心に館山の海を楽しむための会議

## 【平成27年度】

- 4月10日 第4回 安全・安心に館山の海を楽しむための会議  
(民間団体・事業者を含めた会議・趣旨説明・役割確認)
- 4月13日 パブリックコメント実施(~4月28日)
- 5月上旬 パブリックコメント公表
- 5月7日 第5回 安全・安心に館山の海を楽しむための会議
- 5月中旬 例規審査会
- 6月 6月議会に条例案を上程(全会一致で可決)
- 7月1日 「安全安心な館山の海水浴場の確保に関する条例」施行
- 7月6日 海水浴場開設前担当者会議
- 7月18日 海水浴場開設(市内8か所)・関係機関との合同パトロール実施
- 8月13日 お盆合同パトロール(天候により市職員の身で実施)
- 8月16日 お盆合同パトロール
- 8月23日 市内海水浴場閉鎖
- 9月21日 シルバーウィーク合同パトロール
- 9月24日 第6回 安全・安心に館山の海を楽しむための会議(次年度に向けた課題の洗い出し)
- 10月26日 庁内検討会(H28年度に向けた市の方針)
- 2月17日 第7回 安全・安心に館山の海を楽しむための会議(平成28年度の対応について)

## 【安全・安心に館山の海を楽しむための会議】

千葉海上保安部館山分室

館山警察署

千葉県:安房土木事務所・安房地域振興事務所

南部漁港事務所・館山水産事務所

館山市:みなと課・商工観光課・農水産課・社会安全課  
・建設課

館山サーフクラブ

館山船形漁業協同組合

館山海浜パトロール隊

シーバード館山

海の家事業者(オブザーバー)



# マナー条例を周知・徹底するための対応策

## 臨時交番の設置

- ・水上オートバイが多い新井海岸に館山警察署が臨時交番を設置
- ・2名体制で常駐し海水浴場のパトロールを実施

## 海水浴場監視監によるパトロール

- ・警察官OBによる「海水浴場監視監」を4名任命
- ・2名一組で毎日海水浴場を2回パトロール
- ・臨時交番との連携

## 海・浜合同パトロール

- ・条例制定を前提にゴールデンウィークから周知活動
- ・海上保安庁、千葉県警、千葉県、館山市、市民ボランティアによる合同パトロールを実施
- ・条例施行初年度の海水浴場開設時には、千葉県警で機動隊を投入
- ・平成27年度は海水浴場開設期間中(3回)と9月の連休に実施
- ・平成28年度より海水浴場開設期間中は毎週日曜日に実施(6回)
- ・平成29年度よりパトロールのエリアを拡大(西岬方面)

# マナー条例を周知・徹底するための対応策

## 防砂ネットの設置継続

- ・冬期における飛砂対策として海岸に設置してある防砂ネットを、夏期に撤去せず設置を継続することにとで、海岸への車輛の進入を制限

## 海岸沿い市道の路肩にラバーポールを設置

- ・海岸通り(市道)の路肩が広く、これまで違法駐車が多く苦情の原因となっていたため、路肩駐車が出来ないようにラバーポールを設置(建設課)

## マナー条例啓発用看板の設置

- ・水上オートバイが多い海水浴場、海水浴客が多い海水浴場に、マナー条例の内容を記載した看板を設置
- ・水上オートバイのマナーのみならず、刺青の露出禁止やバーベキュー禁止などを啓発



# マナー条例の効果と課題

## マナー条例による効果

- ・水上オートバイによる危険行為の減少、事件事故、苦情の激減
- ・海水浴場エリア内におけるマナーの向上(刺青・バーバキュー)
- ・周辺市町における条例制定の動きに繋がった(南房総市・鴨川市・鋸南町・勝浦市・いすみ市・御宿町)

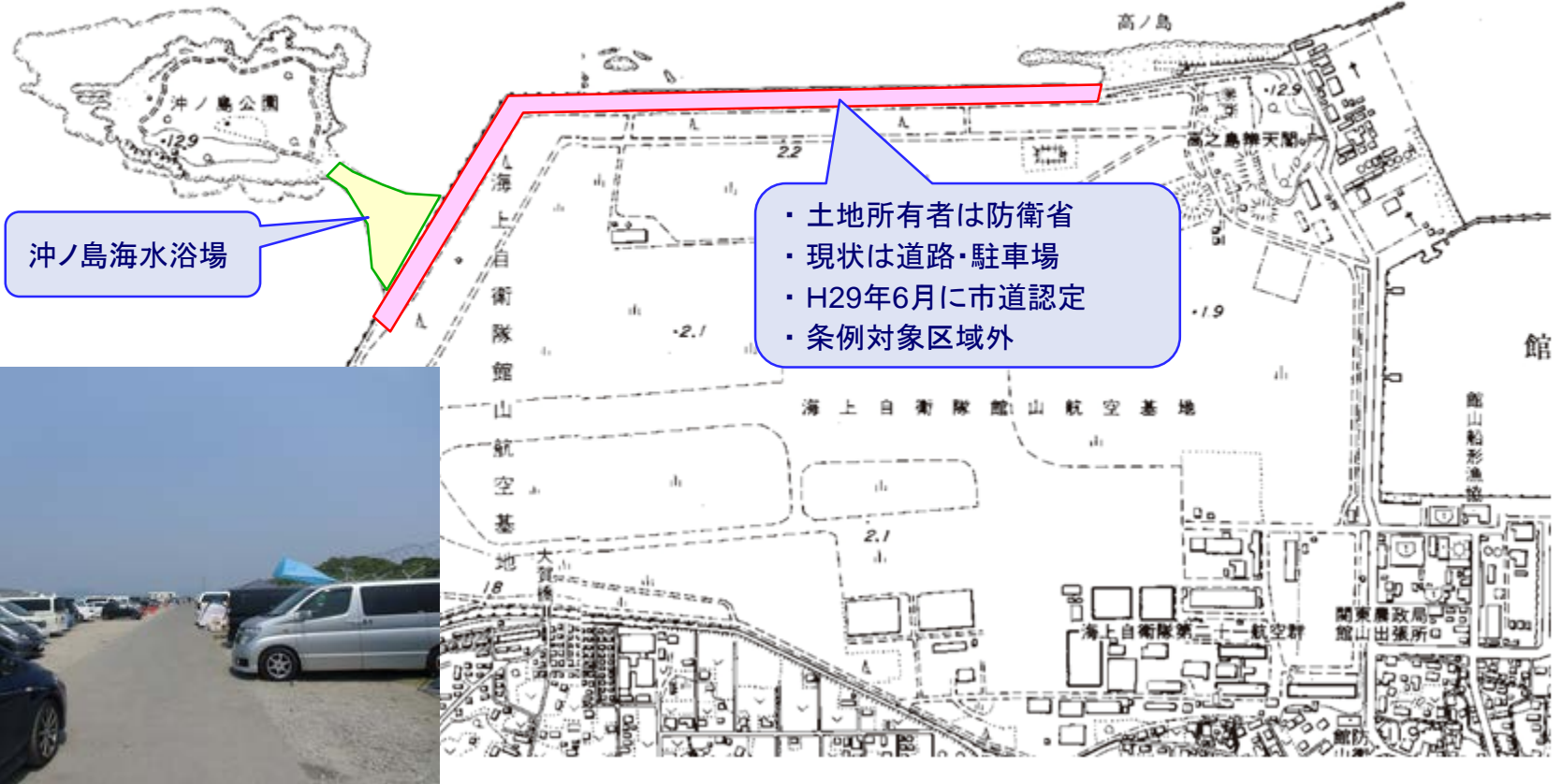
## 今後の課題

- ・マナー条例が十分に周知されていない(特に初年度)
- ・駐車場における大型車(キャンピングカー)による複数区画の利用
- ・ファッション刺青、タトゥーの可否(現時点では刺青は全てNG)
- ・バーベキュー禁止の徹底(周知不足・パトロールのタイミング)
- ・罰則がないため指導・勧告まで
- ・沖ノ島におけるマナー条例の徹底

# 沖ノ島におけるマナー条例の徹底

## 【沖ノ島】

- ・ 海上自衛隊館山航空基地に隣接する砂州で繋がった無人島(都市公園)
- ・ 海水の透明度が高く、サンゴも生息し、豊かな自然が残る人気の観光スポット
- ・ NPOがシュノーケリングや島内ガイドなども行っている
- ・ 夏期は砂州部分に海水浴場が開設され、1シーズンに2万人以上の海水浴客



# 海辺のたてやま・みなとたてやまの 明日に向けたグランドデザイン

「館山の海で 笑顔になる 幸せになる 誇りを持てるまちづくり」

「ウツボって食べられるの？」  
「内房と外房でこんなに波の高さって違うんだ！」  
「夜に青く光る海って見たことある？」

子どもたちが  
こんなことを



館山だから、「できる」

○学び

海にまつわる歴史、  
文化、生物、  
館山の海の特徴・・・



海辺に立ち寄ったそんな時、こんな想いが・・・  
「館山の海で潜ってみたらニモに会えた！」  
「こんな綺麗な色の夕日、初めて見た・・・」

こんな想いの  
あふれる街に

館山だから、「できる」

○海とのふれあい

海を楽しんで、  
市民も来訪者も、

豊かな時間を過ごしてもらおう